

第 179 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年1月23日(木)午前9時～午前10時25分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (42名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	9 番 佐 伯 徳 明
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	13 番 宇 田 川 光 好
14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	17 番 渡 部 光 義
18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚
28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川明広

5. 欠席委員(1名)

23番 和久利委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届け出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>179回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席者は18名中18名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 藤原委員、16番 森山委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。第1号議案から第7号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積2581㎡外で計6102㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和元年12月12日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和2年1月23日、解約の理由 賃貸人の都合による。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積673㎡外で計1232㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、解約届出日 令和2年1月9日、解約成立日・土地引渡時期はいずれも令和元年12月20日、解約の理由、賃借人の都合による。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに畑、面積167㎡外で計1088㎡。権利種別 非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、非農地の理由 昭和40年代前半から農地として利用しておらず、現在、山林化しており、今後も農地として利用する計画がないため。</p> <p>申請地は□□□□地区■●■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、12月24日に□□□□地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。39番田部委員。</p>

39番	<p>39番田部が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□地内、■■■■の横、田んぼを挟んで少し高いところにある、いまは山ですね、そこが申請地でございます。先日、▽▽▽▽地区の推進委員、農業委員、事務局からは吉川局長と、6人で現地をみましたが、現在はカヤがびっしりと生えている入りにくいところになっており、一部は刈ってあるところがございますが、ほとんど今後、畑などとして使えるような状態のところではございません。これは非農地ということで、私たちは見たわけでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。非農地証明です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積は471㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては10aあたり71,388円です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は1034㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、無償です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番外4筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積は673㎡外で計2052㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10aあたり、24,961円です。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積は282㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額17,700円です。</p> <p>これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。</p>
36番	<p>番号1について36番岩田が補足説明させていただきます。△△△△さんですが、ここから□□□□方面、■■■■■を3kmくらい行ったところの左手側に家がありまして、今回の譲渡人 ○○○○さんの田が、△△△△さんのご自宅の横にあります。本人も大変熱心にやっておりますので、問題ないかと思っておりますので、3条の有償移転になりますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。3条の有償移転です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。37番若槻委員。</p>
37番	<p>番号2について37番若槻が補足説明させていただきます。場所は□□□□地区■■■■■地内の▽▽▽▽に面しています。●●●●から300m程度□□□□寄りになります。両者は隣同士です。○○○○さんは高齢の上、町外在住、後継者もいらっしゃらないということから、今回の所有権移転となったということです。△△△△さんにも問題ございません。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。3条無償移転です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番吉田委員。</p>
42番	<p>番号3について42番吉田が補足説明させていただきます。</p> <p>場所は、□□□□から■■■■■に入り、▽▽▽▽を抜けた最初の家が○○○○さん宅、その次の家が△△△△さん宅、隣合わせです。田2つ、畑3つということです。○○○○さんは町外に出ておられ、以前より△△△△さんが作っておられて、△△さんもたびたび戻って手伝いをしているということで、もらってしまおうということになったようです。田は小さく、あまり作ってないということで手入れが必要ということですが、これから法人等も含めて整備をしていくという気持ちで、買う、ということにされたようです。実際に登記も進めておられるようで、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。</p>

議長	<p>質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。</p>
15番	<p>番号4について15番藤原が補足説明させていただきます。 □□□□の○○○○様、この度都合によりまして○○さんのところへ出られることになりまして、そのため近くの△△△△様にこの畑を有償移転されるものでございます。場所は、□□□□の■ ■ ■ ■から上へ400mくらい上がりますと、左に下りて▽▽▽▽に抜ける▲▲▲▲がございます。この沿線にあるのがこのたびの畑でございます。△△△△さんは本業は大きなシイタケ栽培でございますけれども、近年では近くで亡くなられました水田を管理されるなどいたしまして、荒廃農地の予防に努めておられます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
16番	<p>譲受人の経営面積ですけれども、29.6㎡ということで、貸付地がありますけれども、下限面積との関係はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>そちらに挙げていますのが現在の経営面積になります。この度もらえる282㎡を加えますと3反を超えるということで、下限面積は満たしているものと考えます。以上です。</p>
16番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。 議案第2号番号4について可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号4について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積292㎡外で計753㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、空き家の所在地 ■■■■番。 申請地は▽▽▽▽地区▼▼▼▼自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料No.1をご覧ください。上の図が、周辺地図で、下の図が農地の位置図になります。ピ</p>

事務局	<p>ンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。</p> <p>現地につきましては、1月7日に地区担当の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接し、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番藤原委員。</p>
25番	<p>番号1について25番藤原が補足説明させていただきます。1月7日に局長さん、若槻委員、私の3人で現地確認に行きました。この案件は□□□□の■■■■自治会内でございます。○○○さんの両親がこの地で過ごされていましたが、ご両親とも亡くなられ○○○○さんの方が相続されたようでございます。現在○○○○さんは◆◆◆◆に在住でございます。場所は、※※※※に◇◇◇◇がございます。◇◇◇◇から見て、●●●●約10mくらい入ったところに申請地がございます。申請地の農地は家のすぐ横の方でありまして、草もきちんと刈られており、起こせばすぐ畑になるような状態で維持管理されております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。</p>
	<p>次、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、今までは遠くにあるため近いところをしたい。除地については令和元年9月9日に県の同意を得ています。</p> <p>この案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。</p> <p>以上ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番澤井委員。</p>
41番	<p>番号1について41番澤井が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■の、▽▽▽▽から▼▼▼▼の方へ3.5km上がったところでございます。●●●●の近辺であります。この墓地は借地でありまして、300mくらいほど離れておりますが、今度、家の近くまで、自分の土地に</p>

41番	<p>移転するものです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、□□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積481㎡外で計918㎡。権利種別は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、転用目的 砂利採取、施設等 採石場及び採石場進入路、転用の理由 申請地を譲り受け、譲受人事業の採石場ならびに採石場進入路としたい。除地は平成28年1月2日に県の同意を得ています。対価につきましては、82,000円です。</p> <p>番号2、農地の所在、□□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積46㎡外で計387㎡。権利種別は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、借受人氏名 △△△△、所在地 ●●●●番、転用目的 進入路等、施設等 進入路等、転用の理由 鉄塔及び鉄塔基礎除去工事に伴う進入路として使用。転用期間満了後には、農地に復旧する。 一時転用で、転用期間は許可の日から令和2年3月25日の予定です。</p> <p>番号3、農地の所在、□□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに 畑、面積10㎡外で計108㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、転用目的 墓地、施設等 墓地・倉庫・植栽、転用の理由 新たに墓地を設置するにあたり、この農地が最適であったため。除地は平成31年3月12日に県の同意を得ています。対価につきましては、3.3㎡あたり1,000円です。</p> <p>これらの案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番藤原委員。</p>
25番	<p>番号1について25番藤原が補足説明させていただきます。先ほどの、所有○○○○さんの土地でございます。同じ人でございます。場所は、▽▽▽▽から、▲▲▲▲を約700mほど■ ■ ■ ■ 方面に行っていただきますと、もと●●●●の砂を採られた場所がありまして、そこに工場みたいなところがあります。そのすぐはずれの方の土地になります。▽▽▽▽のすぐ横に2筆ほどご</p>

25番	<p>ございます。現在は△△△△さんの所有になっております。採石場と進入道路を計画されているよう でございます。先ほどの話にありましたように、もう除地はされているようでございます。ご審議よ ろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員。</p>
27番	<p>番号2について27番立石が補足説明させていただきます。この農地は、□□□□地区■ ■ ■ ■ ■自治会にある農地でございます。記載してあります通り、昭和10年代に建設をされた△△△△ の鉄塔を撤去するということでございます。地域線の関係があつて、畑・田んぼとも細かく分筆はさ れておりますが、ひとつの農地でございます。撤去後は農地に復旧するということでございますの で、問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。</p>
36番	<p>番号3について36番岩田が補足説明させていただきます。今回の申請地になりますが、ここか ら2kmほど□□□□方面へ■ ■ ■ ■ ■ ■を行つたところに△△△△さんのご自宅があります。近年△ △さんが亡くなられて、もともと墓所がなかったために今回、この墓地の新設の申請が出ており ます。場所の方ですが、△△△△さんの隣の方に、〇〇〇〇さんの農地がありまして、そこの方で 墓地と併せて倉庫・植栽という形で所有権の移転の申請が出ております。周りの方々にも理解をし てもらひ、今回の申請に至つておりますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号3について質疑に入ります。所有権移転 ですね。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について可とすることに決しました。</p>

議長	<p>次、議案第6号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番外3筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積2088㎡外で合計7418㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10a 当たりの賃借料は玄米27kg 作付面積で割り勘しております。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1263㎡外で合計2163㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は2年 10a 当たりの賃借料は玄米52kg これも作付面積で割り勘しております。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番外5筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積785㎡外で合計6483㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番外4外3筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1978㎡外で合計10675㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米16kg これも作付面積で割り勘しております。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番外6筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1371㎡外で合計6925㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米43kg これも作付面積で割り勘しております。</p> <p>番号6、農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積2581㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号7、農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1069㎡外で合計3521㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号8、農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1618㎡外で合計5129㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号9、農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積2106㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は7,500円です。</p>

事務局	<p>番号10、農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積444㎡外で合計4021㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号11、農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積3666㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年 11ヶ月 10a 当たりの賃借料10,000円です。</p> <p>番号12、農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積1379㎡外で合計7630㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号13、農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積2499㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10,000円です。</p> <p>番号14、農地の所在 □□□□番 地目 登記簿/現況ともに田 面積1559㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10,000円です。</p> <p>番号15、農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿/現況ともに田 面積649㎡外で合計917㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は9年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は10,000円です。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	<p>番号1、番号2について20番八澤が補足説明させていただきます。</p> <p>番号1の方ですけれど、□□□□自治会にありまして、■ ■ ■ ■ から▽▽▽▽の方へ▼▼▼▼沿いに上がりますと、500mくらいのところ、◇◇◇◇を挟みましてその向かい側の田になります。これは1年となっておりますが、実は△△△△さんが来年はちょっとこらえてごせということを言われましたが、なんとか来年もやってあげるといことで、今回また提出したものになります。再設定であります。</p> <p>番号2の方ですけれど、□□□□自治会の公会堂がありまして、そこから入ったところに作業所がありまして、その前の田2つであります。これは2年となっております、こちらは、家に近いということでは、長くやってもらえたいと思いますけれども、これも再設定でありますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1、番号2について、受け手が△△△△さんでございますので一括質疑に入りたいと思います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>一括承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号1、番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号3、番号4について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。</p>
21番	<p>番号3、番号4について。21番若槻が補足説明させていただきます。</p> <p>まず番号3の方ですけど、場所の方が□□□□自治会、■●●■に入りまして、▽▽▽▽がありますけれど、約100mくらい手前に三叉路がございますけれど、その左手、西の方に向かって▼▼▼▼を挟んで小さい谷がございます。その谷の中の4枚の田んぼでございます。</p> <p>もう一件がひとつ山を越しまして、約200mくらい行きましたところに2枚の田んぼがございます。</p> <p>〇〇〇〇さんと△△△△さんは同級生でございます、〇〇〇〇さんは▲▲▲▲の方でお仕事をなさってまして、今は空き家でございます、〇〇さんがたまに帰っておられますけど、班の役がまわってきたからということで、なかなか帰りにくいところでも、帰っておられるようです。期間は5年でして、新規でございますので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>番号4のほうですけど、●●●●自治会、先ほどの三叉路を右の方に入りまして、約300mくらい行きましたところに、右の方へ90度カーブするところの左手でございます。昨年1年間、△△△△さんがちょっとやってみるということでして、水路の関係等いろいろございまして、1年間ほどということでしたけれど、順調に出来たということで、今年度5年契約でやられることになりました。再設定でございます、適切に管理の方もされてますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号3について質疑に入ります。新規です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号3について承認することに決しました。</p> <p>次に、議案第6号番号4について質疑に入ります。再設定です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番石原委員。</p>
26番	<p>番号5について、26番石原が補足説明させていただきます。まず圃場の所在地ですが、□□□□地区内■●●■より、南寄りにあります▽▽▽▽より、1.6kmくらい▲▲▲▲自治会側に行った</p>

	<p>ところがございます。今回は更新であり、△△△△さんの耕作されている田畑は非常に丁寧に管理されており、今後も問題ないと思われま。農機具所有状況は、あまり所有しておられませんが、△△△△さんが所属しておられる▲▲▲▲自治会の集落営農の機械を用いて作業をお願いしておられます。以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号5について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号5について承認することに決しました。</p>
	<p>次、議案第6号番号6、番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員。</p>
<p>27番</p>	<p>番号6、番号7について、27番立石が補足説明させていただきます。これは先ほど報告1番号1で合意解約がなされた、□□□□地区■ ■ ■ ■自治会のなかにあります農地を、同じ■ ■ ■ ■自治会の△△△△さんと▽▽▽▽さんが耕作をされるというものでございます。△△△△さん、▽▽▽▽さんとも、意欲的に農業に取り組んでおられます。特に問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号6、番号7でございますが、先ほど話がございましたように、○○○○さんの田んぼを二人で分けて耕作するという案件でございますので、一括質疑に入りたいと思ひます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号6、番号7について承認することに決しました。 次、議案第6号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。</p>
<p>28番</p>	<p>番号8について、28番藤原が補足説明させていただきます。○○○○さん△△△△さんとも□□□自治会の方です。農地の方ですが、■ ■ ■ ■地内の、△△△△さんのハウスが並んでいるところがございますが、その周辺と隣接した農地でございます。再設定で、現在も△△△△さんの方につくっておられまして、適切な管理がされております。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員</p>

議長	<p>よって議案第6号番号8について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。30番小池委員。</p>
30番	<p>番号9について、30番小池が補足説明させていただきます。圃場の場所ですが、□□□□から300m■ ■ ■ ■に向かった道路の、ちょっと下になるところに田んぼがございます。○○○○さんですが、今後田んぼを続けることはできないということで、△△△△さん宅の家の下の方に2反ぐらいですが田んぼがありまして、それを維持管理していただけないかということでお願いがありました。△△△△さんも、今後の管理がしやすいところにありますので、話し合いの結果お互いまとまっております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号9について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号9について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。34番嵐谷委員。</p>
34番	<p>番号10について、34番嵐谷が補足説明させていただきます。この農地につきましては、□□□□□集落でございます、■ ■ ■ ■の集落でございます。たたら米をつくることで皆さん頑張って営農に取り組んでおられます。○○○○さんと△△△△さんは近所でございます、田んぼは隣り合わせで、△△△△さんのところの若い人が機械を使って頑張って田んぼをつくっておられます。再設定ということで、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号10について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号10について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号11について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。</p>
36番	<p>番号11について、36番岩田が補足説明させていただきます。今回申請に出しております圃場ですけれども、ここから□□□□方面へ約2kmぐらい行ったところにある▽▽▽▽さんという花を作っておられる農家さんの隣接したところの田んぼになります。○○○○さんは■ ■ ■ ■のお住まいで、△△△△さんは▲▲▲▲の方から耕作をしに出ておられますけれども、今までもされており、今回も再設定ということで問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号11について質疑に入ります。再設定です。</p>

議長	<p>質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号11について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号12について担当委員の補足説明をお願いいたします。37番若槻委員。</p>
37番	<p>番号12について、37番若槻が補足説明させていただきます。場所は□□□□地区■■■■■地内▽▽▽▽になります。▲▲▲▲付近の圃場になります。○○○○さん高齢のため今回の申請になりました。△△△△さんは設備・機械装備とも万全ですので、何ら問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号12について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号12について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号13、番号14について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。</p>
35番	<p>番号13、番号14について、35番松原が補足説明させていただきます。場所でございますが、■■■■■がございまして、その道路を挟みまして後ろ側で●●●●をされております。▼▼▼▼の横側の方にこの○○○○さんの土地がございまして、その下に□□□□さんの土地がございまして、○○○○さんはいま現在、◆◆◆◆でございまして、もう家もございませぬ。※※※※にお住まいになっております。それから□□□□さんにつきましては、@@@から帰ったりしておられます。そうしたところの農地につきましては、これまでは◆◆◆◆の◇◇◇◇さんが耕作を受けて作っておられたんですけども、今回新しく△△△△さんの方に作っていただくというふうな形になりました。△△△△さんも農業につきましては、意欲的に取り組みをしておられますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号13、番号14について、植田敏之さんが受け手でございまして一括質疑に入りたいと思います。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号13、番号14について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号15について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番澤井委員。</p>

41番	<p>番号15について、41番澤井が補足説明させていただきます。□□□□から■ ■ ■ ■の方へ3 kmほど上がった地縁でございます、川向こうになります▽▽▽▽集落の中央部に圃場がございます。この○○○○さんのところへは△△さんが嫁いでおられましたけれど、亡くなられて、△△△さんが耕作することにされたそうです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号15について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号15について承認することに決しました。</p>
事務局	<p>次、議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程いたします。事務局説明してください。</p> <p>議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 昨年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正を図っていくことが確認されました。 このことについて、全国農業会議から、すべての農業委員会での決議の実施について周知徹底をはかるよう依頼がありました。 ここで、渡部会長代理により決議書を読み上げていただき、法令遵守の申し合わせ、決議をしたいと思えます。 それでは、渡部代理よろしく願いいたします。</p>
渡部代理	<p>議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 令和2年1月23日提出 奥出雲町農業委員会会長 藤原 一利。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記。 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月23日 奥出雲町農業委員会。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。先ほど遵守事項の朗読をいただきました。このコメントにつきましては、先ほど事務局が説明をいたしましたように、全国農業委員会会長大会でも申し合わせがございました。島根県の農業会議におきましても、このことを徹底するようという通達がございます。委員の皆様の方の「農業委員会の法令遵守の申し合</p>

議長	<p>わせ」の決議を、ここでしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。これについて異議はございませんか。(はいの声)それではよろしくお願いいたします。次に、その他について事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から、その他についてお話をさせていただきます。</p> <p>○非農地判断について これにつきましては、昨年の農地パトロールについて大変お世話になりました。承諾書の方が出来ましたので、各地区の農進委員さんの方へお配りをさせていただいております。お手数ではございますが、農地所有者の承諾をとっていただきまして、事務局の方へ提出をいただきますようよろしくお願いをいたします。また、町外の方につきましては、こちらから郵送の方させていただきますので、また事務局の方へお願いをいたします。今後、承諾がとれたものについて、順次総会の方に上程していきたいと考えております。通常書類と同様に、毎月10日のメ切でその月の総会に上程をして、承認をされた後、非農地通知を所有者に送付するという流れになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>○令和元年度普及活動・試験研究発表会について 1月28日(火)、ビッグハート出雲開催にて。</p> <p>○農業者年金について チラシと加入推進セットをお配りしています。次の3つの要件をすべてクリアしていれば、農業者年金に加入することができます。①年間60日以上農業に従事していること。②国民年金の第一号被保険者であること。③年齢が20歳以上60歳未満であること。また、農業の担い手には、保険料の国庫補助というのがございます。次の3つの要件をすべてクリアしていれば、保険料の国庫補助を受ける資格がございます。①60歳までに保険料の納付期間が20年以上見込まれる方(40歳までに加入をされる方)。②農業所得が900万以下の方。③認定農業者で青色申告者など、次の保険料の国庫補助対象者と補助額の表の必要な要件に該当する方。40歳未満で、こういった該当の方がございましたら、紹介いただければ、事務局の方でまた説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>○全国農業新聞の配布について 1/17発行の4面に人気のふるさと納税返礼品として「仁多米」が紹介されました。扱い始めた2015年頃にくらべ、今では10倍以上の注文が寄せられている。魚沼と並び称される西の横綱、ということです。このように身近な情報、農業の情報も逐次入っております。ぜひこの機会に加入の方をお願いいたします。</p> <p>○令和元年版農地賃借料の提供について 平成31年1月～令和元年12月の賃借料の実績をもとに作成しました。ホームページにも掲載予定です。あくまで参考として表示しております。実際にはこれを目安に当事者間で決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。</p> <p>○農地機構だより第15号が届いています。ご覧ください。</p> <p>以上です。 (賃借料は地目/田10aあたりとなっているが、作付面積なのか、畦畔込面積なのか、という質問に対し)作付面積です。総会の方にかけている数字になっております。現物支給につきましては、玄米30kgあたり7,250円で換算をしております。</p>
議長	<p>以上で総会を終わりたいと思います。 次回の農業委員会は2月20日の予定です。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 _____ (印)

議事録署名委員 15番 _____ (印)

議事録署名委員 16番 _____ (印)